許可番号　第１００２０１６１１９３号

産業廃棄物処分業許可証

住　所　　岡山県倉敷市中庄２２４８番地２１
名　称　　美建ビル株式会社
　　代表取締役　小林　美穂

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第６項の許可を受けた者であることを証する。

倉敷市長　伊　東　香　織

許 可 の 年 月 日　　令和　７年　１月１４日

許可の有効年月日　　令和１１年１２月１５日

１．事業の範囲

(1)　事業の区分

中間処理（破砕、選別、切断、天日乾燥）

(2)　取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

破　　砕：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

選　　別：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず(がれき類を除く。)・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

切　　断：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

天日乾燥：汚泥（建設汚泥に限る。）

２．事業の用に供する全ての施設

「裏面に記載」

３．許可の条件

処理施設の設置場所及び用地面積

設置場所　岡山県倉敷市児島味野城山７７３番、７７７番、７７８番１

用地面積　２，５９０．９７㎡

４．許可の更新又は変更の状況

令和　元年１２月１６日　新規許可

令和　２年　４月２７日　変更届に伴う許可証の書換え（名称の変更）

令和　７年　１月１４日　更新許可（許可の有効年月日：令和１１年１２月１５日）

５．規則第１０条の４第７項の規定による許可証の提出の有無　　無

（裏面）

２．事業の用に供する全ての施設

⑴　施 設 の 種 類　破砕施設　２基

ア　設　置　場　所　岡山県倉敷市児島味野城山７７３番、７７７番、７７８番１

設 置 年 月 日　令和元年８月２９日

許 可 年 月 日　平成２９年２月２１日（設置許可）

許　可　番　号　第（８の２）－Ｋ４７

処　理　能　力　８０ｔ/日（８時間）

産業廃棄物の種類　ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類

イ　設　置　場　所　岡山県倉敷市児島味野城山７７３番、７７７番、７７８番１

設 置 年 月 日　令和元年８月２９日

許 可 年 月 日　平成２９年２月２１日（設置許可）

許　可　番　号　第（８の２）－Ｋ４８

処　理　能　力　廃プラスチック類　４．７ｔ/日（８時間）

紙くず　２．２ｔ/日（８時間）

木くず　７．４ｔ/日（８時間）

繊維くず　１．６ｔ/日（８時間）

ゴムくず　７．０ｔ/日（８時間）

金属くず　１５．２ｔ/日（８時間）

ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず　９．４ｔ/日（８時間）

⑵　施 設 の 種 類　選別施設　１基

設　置　場　所　岡山県倉敷市児島味野城山７７３番、７７７番、７７８番１

設 置 年 月 日　令和元年８月２９日

処　理　能　力　８４ｔ/日（８時間）

産業廃棄物の種類　廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず、がれき類

⑶　施 設 の 種 類　切断施設　１基

設　置　場　所　岡山県倉敷市児島味野城山７７３番、７７７番、７７８番１

設 置 年 月 日　令和元年８月２９日

処　理　能　力　廃プラスチック類　３．５２ｔ/日（８時間）

紙くず　０．９３ｔ/日（８時間）

木くず　３．０９ｔ/日（８時間）

繊維くず　０．６２ｔ/日（８時間）

ゴムくず　２．５　ｔ/日（８時間）

金属くず　４．０３ｔ/日（８時間）

⑷　施 設 の 種 類　天日乾燥施設　１基

設　置　場　所　岡山県倉敷市児島味野城山７７３番、７７７番、７７８番１

設 置 年 月 日　令和元年８月２９日

処　理　能　力　汚泥　２．４㎥／日

産第　１５１２　号

美建ビル株式会社　様

令和６年１２月２日付けで申請のあった産業廃棄物処分業については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和４５年法律第１３７号）第１４条第６項の規定により次のとおり許可します。

令和７年１月１４日

倉敷市長　伊　東　香　織　　県山市敷倉長印岡

記

１　許　可　番　号　　第１００２０１６１１９３号

２　許　可　の　種　類　　更　新　許　可

３　許　可　の　年　月　日　　令和　７年　１月１４日

４　許可の有効年月日　　令和１１年１２月１５日

５　事業の範囲

(1) 事業の区分　　中間処理（破砕、選別、切断、天日乾燥）

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類（これらのうち石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物及び水銀含有ばいじん等を除く。）

破　　砕：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

選　　別：廃プラスチック類(自動車等破砕物を除く。)、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず(自動車等破砕物を除く。)、ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）・陶磁器くず(自動車等破砕物を除く。)、がれき類

切　　断：廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、ゴムくず、金属くず

天日乾燥：汚泥（建設汚泥に限る。）

６　許可の条件

処理施設の設置場所及び用地面積

設置場所　岡山県倉敷市児島味野城山７７３番、７７７番、７７８番１

用地面積　２，５９０．９７㎡

（教示）

１　この処分について不服があるときは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日の翌日から起算して３か月以内に岡山県知事に対して審査請求をすることができます。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求をすることができなくなります。

２　この処分の取消しの訴えは、正当な理由があるときを除き、この処分があったことを知った日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して６か月以内に提起しなければなりません。この場合は、倉敷市を被告として（訴訟において倉敷市を代表する者は倉敷市長）、提起することとなります。ただし、正当な理由があるときを除き、この処分があった日（１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して１年を経過したときは、処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。